

山梨県公報

第三百十六号

令和四年

九月十二日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………四九三
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………四九四

告示

山梨県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲府精進湖線
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
甲府市落合町字田通六三番三地先から 甲府市落合町字田通一五三番一地先まで	旧	六・二 九四・三	一八〇・〇
	新	六・〇 四七・七	一五一・六

山梨県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲斐早川線
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南アルプス市芦安通字日中平官有無番地 地先から 南アルプス市芦安通字日中平官有無番地 地先まで	旧	二四・五 二九・六	二八・七
	新	二四・五 六四・五	二八・七

山梨県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月三日まで一般の縦覧に供する。

令和四年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 上野原あきる野線
- 道路の区域

一七・八

上野原市桐原字檜橋渡九九三番一地从先から 上野原市桐原字檜橋渡九九二番一地从先まで	区間	旧新 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	の別		
新	旧	一七・一 二七・六	三四・三
一九・六 四一・四			三四・三

山梨県告示第二百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和四年九月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間
県道	甲斐中央線	甲斐市名取字上河原一四一番一地从先から 甲斐市名取字中河原三二一番二地从先まで